

神戸市における説明義務制度

説明の流れ（一例）

事前相談 重要事項説明



建築士



建築主

- （情報提供）
①制度概要
意思確認
②再エネの概要



- ①意思表明書
(制度概要)
※説明不要の場合、
15年保存（ここで終了）

- （意思表明）
説明の要否

- ①意思表明書 (制度概要)
②パンフレット (再エネの概要)

- 情報提供（建築士→建築主）
 - ・制度の概要（意思確認書の上段）を説明
 - ・再エネ設備の設置に関する情報（パンフレット等）を提供
- 意思表明（建築主→建築士）
 - ・建築士からの情報提供を踏まえて説明の要否を判断
 - ・説明の要否を意思表明

設計契約



建築士



建築主



意向や提案等をもとに契約

基本設計 実施設計



建築士



建築主

- ・設計
・説明書を作成

- ・設計提案
・設置可能な
再エネを説明

- ・建築主の意向を反映
・説明書(写し)保存
(15年)



- ③説明書
(種類・規模)

- 再エネ設備の
設置に関して
意向を伝達